次期基本計画の策定方針(案)

1 策定の趣旨

令和3年2月に、「第3次静岡県男女共同参画基本計画」(以下「現行計画」という。) を策定し、これに沿って総合的かつ計画的な施策を実施してきたが、現行計画の期間が 令和7年度末で満了となることから、令和8年度から開始する「第4次静岡県男女共同 参画基本計画」(以下「次期計画」という。)の策定を行う。

2 次期計画の基本的考え方

- (1) 計画の期間 令和8年度から令和12年度(5年間)とする。
- (2) 計画の構成

現行計画に引き続き、女性活躍推進法第6条第1項に基づく「静岡県の女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」と一体とする。

(3) 計画の内容

条例第1条の規定に基づき、「男女共同参画社会基本法」で示された以下の5点の 基本理念にのっとり、基本目標、基本的施策を定める。

【基本理念】

- ア 男女人権の尊重
- イ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ウ 政策等の立案及び決定への共同参画
- エ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 才 国際的協調
- (4) 静岡県総合計画との関係 次期計画の策定にあたっては、静岡県総合計画との整合を図っていく。
- (5) 第6次男女共同参画基本計画(国)との関係 次期計画の策定にあたっては、第6次男女共同参画基本計画との整合を図ってい く。

3 次期計画策定手続きの条件(条例第7条)

- (1) あらかじめ広く県民の意見を聴くこと
 - ・関係団体等を対象とした意見交換会
 - ・パブリックコメント
- (2) 静岡県男女共同参画会議に意見を求めること
 - 静岡県男女共同参画会議での意見聴取、審議
 - ・静岡県男女共同参画会議に部会を設置し適宜協議する(資料2)。
- (3) 改定後、公表すること

4 今後のスケジュール (予定)

時期	第4次静岡県男女共同参画基本計画		参考
	男女共同参画会議 (⊚全体会 ○部会)	その他	(総)次期総合計画 (国)第5次計画策定時
1/30 (木)	◎第 48 回会議・策定方針の説明・策定検討体制(部会の設置)の承認		(国) 策定に向けたコンセプト
2月	○第1回部会(書面)・部会長選出・専門家選定		
3月			(総) 骨子の決定
4月			(国) 計画の特色、構成 (総) 計画素案
5月	○第2回部会・課題整理・方向性協議		(総)計画案
6月	○第3回部会 ・骨子案協議		
7月			(国) 計画策定の基本的な考 え方 (素案)
8月		関係団体等との意見 交換会	
9月	○第4回部会 ・次期計画案協議		(総) パブリックコメント
10 月	◎第 50 回会議 ・次期計画案審議		(国) 計画策定の基本的な考 え方 (案)
11 月		庁内推進本部 ・次期計画案の決定	(国) 計画策定の基本的な考 え方、成果目標案
12 月		パブリックコメント	(総)集中審議 (国)基本計画(諮問・答申)
1月		₩	
2月	◎第 51 回会議 ・次期計画案審議		(総)公表
3月	第 4 次静岡県男女共同参画	庁内推進本部 ・次期計画の決定 基本計画 公表	

次期基本計画策定の検討体制 (案)

静岡県男女共同参画会議要綱第4条の規定に基づき、部会を設置する。

部会の運営については、別紙運営要領の定めるところによる。

<設置理由>

- ・次期基本計画の策定に当たっては、静岡県男女共同参画推進条 例第7条第3項の規定に基づき、静岡県男女共同参画会議の意 見を伺いながら進めていく。
- ・計画策定においては、限られた時間の中多くの検討事項がある ため、実質的な議論を機動的に行うために部会を設置し、静岡 県男女共同参画会議の全体会と連携しながら進めていく体制を 構築したい。

静岡県男女共同参画会議 部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県男女共同参画会議要綱第4条の規定に基づき設置する部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 部会は、次期「静岡県男女共同参画基本計画」の策定に資するため、次に掲 げる事務を行う。
 - (1) 次期「静岡県男女共同参画基本計画」の策定に関する検討
 - (2) 次期「静岡県男女共同参画基本計画」の策定に関する調査・研究等

(組織及び部会員)

- 第3条 部会は、部会員6名以内で組織する。
- 2 部会員は、静岡県男女共同参画会議委員の中から委員長が指名する。
- 3 部会員の任期は、次期「静岡県男女共同参画基本計画」の策定事務が完了したと きまでとする。

(部会長)

- 第4条 部会には、部会長1名を置く。
- 2 部会長は、部会員の互選により選任する。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(会議)

- 第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、設置後最初の部会は、静岡県男女共同 参画会議委員長が招集する。
- 2 部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の開催については、書面による開催ができるものとする。

(意見等の聴取)

第6条 部会長は、必要に応じ、第2条に掲げる事務に関し専門的知識を有する者を 部会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、くらし・環境部県民生活局男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別 に定める。

附則

この要領は、令和2年2月6日から施行する。